

南相馬市告示第138号

南相馬市次世代自動車等導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示  
 南相馬市次世代自動車等導入促進事業補助金交付要綱（令和6年南相馬市告示第70号）  
 の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 「据置型電気自動車等充電設備（以下「V2H」という。）」とは、次世代自動車に充電すること又は次世代自動車と敷地内の分電盤を接続することで電気を相互に供給することが可能な設備をいう。</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(対象者等)</p> <p>第3条 補助金は次に掲げる者に対して交付するものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 市内に事業所等を有する民間事業者（以下「事業者」という。）</p> <p>(3) 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 南相馬市暴力団排除条例（平成24年</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 「据置型電気自動車等充電設備（以下「V2H」という。）」とは、次世代自動車に充電すること又は次世代自動車と敷地内の分電盤を接続することで電気を相互に供給することが可能な施設をいう。</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(対象者等)</p> <p>第3条 補助金は次に掲げる者に対して交付するものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 市内に事業所等を有する法人（以下「事業者」という。）</p> <p>(3) 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 南相馬市暴力団排除条例（平成24年</p>

南相馬市条例第23号) 第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等(リース事業者が申請者の場合は、使用者も含む。)

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請をしようとする者は、次世代自動車等導入促進事業補助金交付申請書兼事業実績報告書(様式第1号)に、別表第2に掲げる書類を添えて、初年度登録年月日又は当該購入費の支払が完了した日(分割払の場合は、契約締結日)のいずれか遅い日から180日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 【略】

(実績報告)

第7条 【略】

(補助金の額の確定通知)

第8条 規則第14条の規定による補助金額の確定通知は、第6条に規定する書類をもってこれに代えるものとする。

(補助金交付の請求)

南相馬市条例第23号) 第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等(リース事業者が申請者の場合は、使用者も含む。)

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書及び規則第13条の実績報告は、補助金の交付を受けようとする者は、次世代自動車等導入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)によるものとし、別表第2に掲げる書類を添えて、初年度登録年月日又は当該購入費の支払が完了した日(分割払の場合は、契約締結日)のいずれか遅い日から180日以内に市長に提出しなければならない。

(手続代行者)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の補助金交付の申請に係る手続の代行を、補助対象を販売する者に対して依頼することができる。

(補助金交付の決定及び通知)

第7条 【略】

(実績報告)

第8条 【略】

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第14条の規定による補助金額の確定通知は、第7条に規定する書類をもってこれに代えるものとする。

(補助金交付の請求)

第9条 第6条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の請求をしようとするときは、次世代自動車等導入促進事業補助金交付決定請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 【略】
- (2) その他規則又はこの告示の規定に違反したとき。

（財産処分制限）

第11条 【略】

（協力等）

第12条 【略】

（証拠書類の整備等）

第13条 【略】

（その他）

第14条 【略】

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

第10条 第7条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金の請求をしようとするときは、次世代自動車等導入促進事業補助金交付決定請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 【略】
- (2) その他規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（財産処分制限）

第12条 【略】

（協力等）

第13条 【略】

（証拠書類の整備等）

第14条 【略】

（その他）

第15条 【略】

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額	補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額
電気自動車(超小型モビリティ、原動機付自転車及び側付2輪自動車を除く)	<p>(1) 市長が定める期間内に、自家用・事業用別の欄が「自家用」であり、かつ、使用の本拠の位置が本市内である自動車検査証の交付を受けた新車であること。</p> <p>(2) <u>購入代金を全額支払った又はローン契約若しくはリース契約を締結している車両であること。</u></p> <p>(3) リース事業者が申請者となる場合は、当該補助による補助金相当額が電気自動車の使用者が負担すること。</p> <p>(4) 自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない(同車種の電気自動車を販売する見込みがない)こと。</p> <p>(5) 補助金の交付を受けようとする電気自動車に対するこの<u>告示</u>に基づく補助金以外の地方公共団体(県を除く)の補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていない、<u>か</u></p>	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費の額とし、100,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。	電気自動車	<p>(1) 市長が定める期間内に、自家用・事業用別の欄が「自家用」であり、かつ、使用の本拠の位置が本市内である自動車検査証の交付を受け、<u>購入代金を全額支払った新車</u>であること。</p> <p>(2) リース事業者が申請者となる場合は、当該補助による補助金相当額が電気自動車の使用者が負担すること。</p> <p>(3) 自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない(同車種の電気自動車を販売する見込みがない)こと。</p> <p>(4) 補助金の交付を受けようとする電気自動車に対するこの<u>要綱</u>に基づく補助金以外の地方公共団体(県を除く)の補助金、交付金及びその他これに類するものの<u>交付を受けていないこと</u>又は<u>交付を受ける予定がないこと</u>。</p>	車両本体の購入に係る経費	補助対象経費の額とし、100,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。



	かつ、交付を受ける予定がないこと。				
【略】		【略】			
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）			
	補助金の申請に必要な書類		補助金の申請に必要な書類		
共通書類	【略】	共通書類	【略】		
	(7) 次世代自動車の自動車車検証及び自動車検査証記録事項の写し(次世代自動車を導入した場合) ※使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されているもの		(7) 次世代自動車の自動車車検証の写し(次世代自動車を導入した場合) ※使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されているもの		
	【略】		【略】		
申請者が個人の場合	【略】	申請者が個人の場合	【略】		
【略】		【略】			
様式第5号 <u>(第6条関係)</u>		様式第5号 <u>(第7条関係)</u>			
【略】		【略】			
様式第6号 <u>(第9条関係)</u>		様式第6号 <u>(第10条関係)</u>			
【略】		【略】			
様式第7号 <u>(第11条関係)</u>		様式第7号 <u>(第12条関係)</u>			
【略】		【略】			

(4) 様式第1号及び様式第5号から様式第7号までを次のように改める。

【別添の様式を挿入】

附 則

この告示は、公布の日から施行する。